

本件事故当時、南相馬市原町区に本店を置き、警戒区域内に工事現場を抱えて建設業を営んでいた申立人が、逸失利益及び警戒区域内に残置した式材（ドリル、足場等）の損害賠償を求めた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年（東）第 号事件（以下「本件」という。）において、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記（1）の損害項目（但し、損害項目 及び については、下記（2）の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

（1）損害項目

減収に伴う逸失利益	金1347万3134円
避難区域内に残置した式材	金110万0000円
弁護士費用	金43万7194円

（2）期 間 自 平成23年3月11日 至 平成23年12月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金1501万0328円の支払義務があることを認める。

第3 既払金（仮払補償金）

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対する賠償金（仮払補償金）として、金250万0000円を支払い済みであることを確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 確認条項

申立人と被申立人は、第1項（1）記載の損害項目 に係る式材について、第4項に基づく和解金の支払いにかかわらず、申立人が所有権を有することを相互に確認する

第7 清算条項

申立人と被申立人は、第1項（1）記載の損害項目（遅延損害金を含む。なお、損害項目 及び については同項（2）記載の期間に限る。）については、本和解契約書に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人代理人及び被

申立人が署名（記名）押印の上、申立人及び被申立人が各 1 通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し 1 通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成 2 4 年 1 1 月 1 3 日

（仲介委員 土屋 信）